



### 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者: 木目田 裕、高林 勇斗、國本 英資、西田 朝輝

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。  
なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えていただいております。

【2018年5月30日】

#### **改正不正競争防止法、公布**

<http://kanpou.npb.go.jp/20180530/20180530g00114/20180530g001140004f.html>

改正不正競争防止法が公布されました。

本法律の内容につきましては、本ニューズレター2018年3月号をご参照下さい<sup>1</sup>。

本法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲内において政令で定める日に施行されます。

【2018年5月30日】

#### **金融庁、決算に問題ありと判断した場合、監査法人に対して意見の根拠等を説明させる制度の導入を検討**

(2018年5月30日付け朝日新聞朝刊)

2018年5月30日付け朝日新聞朝刊にて報道されているとおり、金融庁は、監査法人が決算に問題があると判断した場合、監査法人の守秘義務の一部を解除し、監査法人に対し、株主総会において、意見の内容や決算に与える影響などの説明を求める制度の導入を検討しているとのことです。また、金融庁は、企業に対し、監査法人からの意見の根拠を適時開示させる制度の導入も検討しているとのことです。これらの制度については、経団連、日本公認会計士協会、東京証券取引所、学者らで組織する懇談会が、本年7月から検討を始めるとのことです。

<sup>1</sup> [https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/corporate-crisis-management\\_1803.html](https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/corporate-crisis-management_1803.html)

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

【2018年5月31日】

**公取委、「働き方改革に関連して生じる中小企業等に対する不当な行為の事例」を公表**

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/may/180531\\_files/180531honbun.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/may/180531_files/180531honbun.pdf)

公正取引委員会は、「平成29年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等」を公表しました。同別紙6は、政府が推進している働き方改革に関連して想定される、下請法等違反のおそれのある行為例を記載しています。

【2018年5月31日】

**個人情報保護委員会委員と欧州委員会委員、日本に対するGDPR第45条に基づく「十分性の認定」に向け事実上の合意**

<https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/300531/>

個人情報保護委員会委員は、欧州委員会委員と会談し、①個人情報保護委員会が、個人情報保護法24条が規定する「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」として欧州経済領域(EEA)を指定すること、②欧州委員会が、GDPR第45条が規定する「十分な水準の保護を確保していると認定した国」として日本を指定することを事実上合意し、最終的な手続の完了に向け、作業を進めていくことを合意しました。

【2018年6月1日】

**日本版司法取引(協議・合意制度)、施行**

<http://kanpou.npb.go.jp/old/20180322/20180322g00058/20180322g000580003f.html>

「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度」(いわゆる日本版司法取引)が施行されました。

本制度の概要及び検察庁の運用指針につきましては、本ニューズレター2018年3月号<sup>2</sup>を、本制度に関して経営判断として考慮すべきファクターにつきましては、本ニューズレター2018年4月号<sup>3</sup>を、それぞれご参照下さい。

【2018年6月1日】

**東証、コーポレートガバナンス・コードを改訂**

<http://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/>

改訂指針の主な概要は以下のとおりです。

- ① 政策保有株式(いわゆる持合株式)について
  - ・ 個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、当該検証の内容について開示すべきである。
  - ・ 上場会社は、政策保有株式の株主からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるべきではない。
- ② 企業年金について
  - ・ 企業年金の運用に当たっては、適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、当該取組みの内容を開示すべきである。

<sup>2</sup> [https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/corporate-crisis-management\\_1803.html](https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/corporate-crisis-management_1803.html)

<sup>3</sup> [https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/corporate-crisis-management\\_1804\\_2.html](https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/corporate-crisis-management_1804_2.html)

③ 取締役会について

- ・ 取締役会は、経営陣の報酬につき、客観性・透明性のある手続に従って報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。
- ・ 取締役会は、取締役の選解任につき、客観性・適時性・透明性のある手続を確立するべきである。
- ・ 取締役会は、知識・経験・能力に加え、ジェンダーや国際性も考慮して多様性と適正規模の両立させる形で構成されるべきである。

④ 経営戦略について

- ・ 経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握するべきである。

【2018年6月15日】

**改正消費者契約法、公布**

<http://kanpou.npb.go.jp/20180615/20180615g00129/20180615g001290012f.html>

改正消費者契約法が公布されました。

本法律の内容につきましては、本ニューズレター2018年3月号をご参照下さい<sup>4</sup>。

本法律は、公布の日から起算して1年を経過した日(2019年6月15日)から施行されます。

【2018年6月13日】

**改正食品衛生法、公布**

<http://kanpou.npb.go.jp/20180613/20180613g00126/20180613g001260023f.html>

改正食品衛生法は、事業者が食品のリコールを行う場合に自治体へ届け出ることを義務付ける制度の創設や、原則として、すべての食品等事業者が HACCP<sup>5</sup>に沿った衛生管理の実施を求めることなどを内容としています。

一部を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において制令で定める日に施行されます。

【2018年6月13日】

**公取委、官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書を公表**

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/jun/180613\\_1.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/jun/180613_1.html)

公正取引委員会は、国・地方公共団体等の官製談合防止への取組実態を記載した調査報告書を公表しました。

同報告書は、国・地方公共団体等が、一例として、以下のような取組を行っていることを記載しています。

- ① 職員が外部の者(事業者)と接触する際には複数名で対応することや、接触を記録化することを義務付けるなど、職員が入札談合等に関与しないような規程整備の取組み
- ② 発注担当職員が長期間同一ポストとならないような人事上の配慮を行うことや入札等に関する問題を検討する第三者機関を設置するなど、職員を入札談合等に関与させないための体制面整備の取組み
- ③ 退職予定者に対して、働きかけその他の不正な行為をしない旨の誓約書を求めるなどの OB に対する取組み

<sup>4</sup> [https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/corporate-crisis-management\\_1803.html](https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/corporate-crisis-management_1803.html)

<sup>5</sup> 事業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法。先進国を中心に義務化が進められている。

【2018年6月15日】

## 経産省、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を策定

<http://www.meti.go.jp/press/2018/06/20180615001/20180615001.html>

本ガイドラインは、民間事業者等がデータの利用につき契約で定めておくべき事項等を参考として示したものであり、データ契約編とAI技術を利用したソフトウェアの開発・利用契約編の2つから構成されています。本ガイドラインの概要は以下のとおりです。

### ① データ契約編

データ契約を、データ提供型、データ創出型及びデータ共用型(プラットフォーム型)の3つに整理し、それぞれ構造・法的性質、法的論点、当該法的論点を踏まえて記載するべき契約条項、モデル契約書案等を紹介している。

#### 【データ提供型<sup>6</sup>における法的論点】

提供データを活用した派生データ等の利用権限の有無、提供データが期待されたものではなかった場合の責任、提供データを利用したこと起因して生じた損害についての負担、提供データの目的外利用、クロス・ボーダー取引の際に生じる規制、個人情報等を含む場合の規制を主な法的論点として挙げている。

#### 【データ創出型<sup>7</sup>における法的論点】

当事者間で設定すべき利用条件、対象データの範囲・粒度、利用目的の設定、データの加工等の制限・派生データの利用権限、第三者への利用許諾等の制限、データ内容・継続的創出の保証の有無、収益分配、コスト・損失負担、管理方法・セキュリティ、利用期間・地域、契約終了時の扱い、準拠法・裁判管轄、消費者との間でデータ創出型契約を締結する場合の消費者契約法による規制、独占禁止法・下請法による規制を主な法的論点として挙げている。

#### 【データ共用型(プラットフォーム型)<sup>8</sup>の法的論点】

利用規約の要否・種類、データの利用範囲を利用規約に記載する意義、プラットフォームにおいて取り扱われるデータやサービスの種類等、参加者の範囲、プラットフォーム事業者の主体がいずれとなるかを主な法的論点として挙げている。

### ② AI技術を利用したソフトウェアの開発・利用契約編

AI技術を利用したソフトウェアの開発・利用契約を、学習済みモデルの開発契約及び利用契約の2つに整理した上、それぞれ開発・利用サービスの類型、開発・サービスの提供方式、契約における考慮要素を整理し、国際的取引の場合の視点、モデル契約書案等を紹介している。

#### 【学習済みモデルの開発契約】

- ・ 学習済みモデル開発契約の法的性質としては、一定の検証や開発といった役務の提供を目的とする準委任型の契約が実態になじみやすい。
- ・ 契約交渉においては、学習済みモデルの開発過程において製造される各種のデータやプログラム等(生データ、学習用データセット、学習用プログラム、学習済みモデル、学習済みパラメータ、推論プログラム及びノウハウ)について、定義を明確化し、権利帰属・利用条件について十分検討した上で交渉を行うよう留意する。

<sup>6</sup> 取引の対象となるデータを一方当事者のみが保持していることについて契約当事者間で争いがない場合

<sup>7</sup> 複数当事者が、従前存在しなかったデータを新たに創出する場合

<sup>8</sup> 複数の事業者がデータをプラットフォームに提供する場合

【学習済みモデルの利用契約】

- ・ 契約における考慮要素としては、学習済みモデルの各種データやプログラムの権利帰属・利用条件、ユーザがベンダのサーバに送信した入力データの取扱い・利用条件、ユーザの入力データを用いて追加学習を行うことで再利用モデルが生成された場合の権利帰属・利用条件、学習済みモデルを用いて出力された AI 生成物の取扱いなどが挙げられる。



きめだ ひろし  
**木目田 裕**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[h.kimeda@jurists.co.jp](mailto:h.kimeda@jurists.co.jp)

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと  
**高林 勇斗**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[y.takabayashi@jurists.co.jp](mailto:y.takabayashi@jurists.co.jp)

2013 年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



くにもと えいすけ  
**國本 英資**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[e.kunimoto@jurists.co.jp](mailto:e.kunimoto@jurists.co.jp)

2015 年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき  
**西田 朝輝**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[a.nishida@jurists.co.jp](mailto:a.nishida@jurists.co.jp)

2015 年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。